

令和 3 年 度

佐 賀 県 立 中 学 校 入 学 者

募 集 要 項

佐 賀 県 教 育 委 員 会

佐賀県立中学校 住所・電話番号

佐賀県立香楠中学校	〒841-0038 鳥栖市古野町600番地1 0942-83-2211
佐賀県立致遠館中学校	〒849-0919 佐賀市兵庫北四丁目1番1号 0952-33-0401
佐賀県立唐津東中学校	〒847-0028 唐津市鏡新開1番地 0955-77-1984
佐賀県立武雄青陵中学校	〒843-0021 武雄市武雄町大字永島13233番地2 0954-22-3177

目 次

第1 募集	1 ~ 3
1 応募資格	1
2 募集定員	1
3 県立中学校の通学区域と対象となる市町	2
4 応募できる県立中学校	2
(1) 所属学区について	
(2) 所属学区以外の学区について	
(3) 留意事項	
第2 日程	3
第3 出願	3 ~ 6
1 出願方法	3
2 出願期間	3
3 出願手続	4
(1) 願書等の出願	
(2) 受検票の受取	
4 所属学区変更を希望する場合の取扱い	5
(1) 対象者	
(2) 申請及び出願手続	
(3) 提出する書類（所属学区変更許可願書など）	
(4) 申請書類の提出	
(5) 審査結果の通知	
5 県外から出願する場合の取扱い	5
(1) 対象者	
(2) 申請及び出願手続	
(3) 提出する書類（県外からの入学志願許可願書など）	
(4) 申請書類の提出	
(5) 審査結果の通知	
6 その他	6
(1) 外国の学校に在籍する志願者の調査書の取扱い	
(2) 受検上配慮が必要な場合の取扱い	
(3) 個人情報の保護について	

第4 選 抜	7 ~ 9
1 入学者選抜	7
(1) 実施期日及び受検会場	
(2) 日程	
(3) 適性検査	
(4) 面接	
(5) 調査書	
(6) 各検査等の配点	
(7) 当日持参するもの	
(8) 留意事項	
2 入学者選抜結果の発表	9
第5 入学手続	9 ~ 10
1 合格者の手続	9
(1) 入学意思確認書の提出	
(2) 入学予定者証明書の交付	
(3) 市町教育委員会への届出	
(4) 入学辞退届書について	
2 欠員の補充	10
第6 受検者への情報提供	10
1 情報提供の内容	10
2 情報の提供を受けることができる者	10
3 提供期間及び時間	10
4 提供場所	10
5 提供時に必要なもの	10
6 提供の方法	10
第7 その他	10 ~ 18
問い合わせ先	11
出願書類等記入要領	12
出願書類等記入例	13
令和3年度佐賀県立中学校入学者選抜概要図	17
佐賀県立中学校の通学区域に関する規則	18

裏表紙が提出用の入学願書となっていますので、切り離してご利用ください

入学者募集要項

第1 募集

佐賀県立中学校（以下「県立中学校」という。）は、併設する高等学校に進学を希望する人たちの学校です。ここでは、入学者に対して、中学校・高等学校6年間の一貫した学校生活を通して、自己理解を深め、適性を発見し、個性や能力を伸ばし、また、心豊かになれるような教育を行っています。このため、6年間の学校生活を通して、積極的に自分の可能性にチャレンジする人を募集します。

1 応募資格

応募できるのは、令和3年3月に小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの児童で、次の(1)又は(2)の条件を満たし、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な人です。

(1) 保護者及び志願者が佐賀県内に住所を有すること

(2) 次のア、イに示すような事情があり、佐賀県教育委員会の許可を受けていること

ア 保護者の転勤や家の新築等により一家転住し、令和3年度当初から保護者及び志願者が佐賀県内に住所を有することが明らかな場合

イ 保護者は佐賀県内に住所を有し、志願者は佐賀県外に住所を有しているが、令和3年度当初から志願者も佐賀県内に住所を有することが明らかな場合

上記「1 応募資格(2)」により応募する人については、**第3 出願**「5 県外から出願する場合の取扱い」に示す書類提出の手続等に従ってください。

【 注意事項 】

本要項において、保護者とは、次の人をいいます。

(1) 親権を行う人、親権を行う人がいないときは未成年後見人

(2) (1)に準ずる人として、佐賀県教育委員会教育長が認める人

上記(2)に該当するかどうかについては、必ず佐賀県教育委員会に問い合わせること

2 募集定員

佐賀県立香楠中学校（以下「香楠中学校」という。）	120人
佐賀県立致遠館中学校（以下「致遠館中学校」という。）	120人
佐賀県立唐津東中学校（以下「唐津東中学校」という。）	120人
佐賀県立武雄青陵中学校（以下「武雄青陵中学校」という。）	120人

募集定員は、原則として、男女同数とする。

3 県立中学校の通学区域（以下「学区」という。）と対象となる市町

「佐賀県立中学校の通学区域に関する規則」(18ページを参照)において、県立中学校の学区を以下のように定めています。

学区	対象となる市町
東部学区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町
西部学区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町



4 応募できる県立中学校

(1) 所属学区について

県立中学校への入学を希望する場合、原則として、志願者の保護者の住所が属する学区(以下「所属学区」という。)内にある県立中学校を志願することになります。

所属学区	学区内の県立中学校
東部学区	香楠中学校 致遠館中学校
西部学区	唐津東中学校 武雄青陵中学校

例外事項

「唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島」は、所属学区内の県立中学校のほか、致遠館中学校、香楠中学校を志願できます。

ただし、同時に複数の県立中学校の志願はできません。

(2) 所属学区以外の学区について

所属学区以外の学区内にある県立中学校も志願できますが、入学が許可される数は、各県立中学校の募集定員の20%を超えないことになっています。また、同時に複数の県立中学校の志願はできません。

(3) 留意事項

ア 小学校等を卒業見込みの志願者で、保護者の転勤等により所属学区の変更を希望する場合は、佐賀県教育委員会に所属学区変更許可願を申請し、許可を受けた後、出願できます。

詳しくは、「第3 出願」「4 所属学区変更を希望する場合の取扱い」に示す書類提出の手続きを見てください。

イ 県外在住の方は「第3 出願」「5 県外から出願する場合の取扱い」に従ってください。

第2 日程

入学者の決定までの日程は、次のとおりです。

摘要	期日(期間)
所属学区変更許可願申請 県外からの入学志願許可願申請	令和2年10月12日(月)～11月2日(月) 持参又は郵送(期間内必着)
出願期間(入学願書等の提出)	令和2年12月1日(火)～12月3日(木) 郵送のみ(消印有効)
入学者選抜 (適性検査、面接)	令和3年1月16日(土)
入学者選抜結果の発表	令和3年1月27日(水)
入学意思確認書の提出	令和3年1月27日(水)、1月28日(木) 1月29日(金)、2月1日(月) 志願先の県立中学校事務室へ持参又は郵送(期間内必着)

第3 出願

1 出願方法

- (1) 出願できる県立中学校は、1人につき1校です。
- (2) 志願者は、次の「3 出願手続」に示す出願書類等を志願先の県立中学校長宛てに郵送してください。直接持参することは認めません。
- (3) 出願後の志願変更は認めません。

2 出願期間

出願期間は、令和2年12月1日(火)～12月3日(木)(消印有効)とします。

3 出願手続

(1) 願書等の出願

出願に必要な書類等及び留意事項は、下の表に示すとおりです。

出願書類等	留意事項
入学願書	志願者及びその保護者が記入します。
写 真 票	志願者の写真（縦4cm×横3cm、上半身、正面、脱帽、出願前6か月以内に撮影したもの）を貼ってください。 写真はカラー、白黒のいずれでもかまいませんが、はがれた時に備えて、写真の裏面に在籍学校名及び志願者氏名を記入してください。
受 検 票	志願者の写真は、写真票で使用したものと同一ものを貼ってください。 はがれた時に備えて、写真の裏面に在籍学校名及び志願者氏名を記入してください。 受検番号を記入した後、志願者本人宛てに返送します。
調 査 書	志願者が在籍する学校長に作成を依頼してください。 学校長が佐賀県教育委員会指定の様式（A3判）で作成後、厳封したものを志願者に渡しますので、他の書類と一緒に、志願先の県立中学校に郵送してください。（開封無効） 出願を取りやめた場合、調査書は開封せず、学校長に返却してください。 なお、調査書の様式は佐賀県教育委員会のホームページ上でも掲載します。
返信用封筒 （2通）	所定の封筒を利用します。次に示す封筒それぞれに、志願者氏名、住所、郵便番号を表書きしてください。 受検票送付用封筒（414円切手を貼り、簡易書留とします。） 入学者選抜結果通知用封筒（446円切手を貼り、期日指定で簡易書留とします。）
入学者選抜 手 数 料	入学者選抜手数料2,100円を定額小為替にかえて、他の提出書類と一緒に郵送してください。現金で受け付けることはできません。定額小為替は近くの郵便局の貯金窓口等でお申し込みください。また、定額小為替の指定受取人住所、氏名などを記入してはいけません。裏面も記入してはいけません。
出 願 書 類 提出用封筒	所定の封筒（令和3年度佐賀県立中学校入学者選拔出願書類在中）と印刷されたもの）を利用します。 封筒表面の枠内に志願先の県立中学校名、郵便番号、住所を記入し、裏面は枠内に志願者氏名、ふりがな、住所、郵便番号を記入し、上記の書類、返信用封筒、定額小為替を入れ、郵便局の窓口で簡易書留とし、郵送してください。 封筒裏面のチェック欄には、封筒に入れたものに 印をつけ、入れてない欄は斜線を引いてください。

該当者のみ提出するもの

保護者及び志願者は佐賀県内に住所を有しているが、志願者が佐賀県外の小学校等に在籍している場合は、【保護者及び志願者を含む住民票の写し（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの）】を上記書類等と併せて提出してください。

備考

ア 出願書類等は、県立中学校の入学者選抜に係ること以外には使用しません。

イ 一旦受け付けた書類及び入学者選抜手数料は、返還しません。

(2) 受検票の受取

提出（郵送）された出願書類が受理されれば、志願先の県立中学校長から受検番号を記入した受検票が12月17日（木）までに志願者に郵送されてきますので、届かない場合は、志願先の県立中学校にお問い合わせください。

4 所属学区変更を希望する場合の取扱い

(1) 対象者

小学校等を卒業見込みの志願者のうち、保護者の転勤等により令和3年度当初までに所属学区が変更となる見込みの志願者

(2) 申請及び出願手続

所属学区変更許可を願い出る場合は、あらかじめ、次の(3)に示す書類を、佐賀県教育委員会宛てに提出し、所属学区変更許可を受けなければなりません。その後、「所属学区変更許可書」の交付を受け、**第3 出願**「3 出願手続」に示す出願書類等と併せて志願先の県立中学校へ郵送してください。

(3) 提出する書類等（所属学区変更許可願書など）

ア 所属学区変更許可願書（佐賀県教育庁学校教育課に備えています。）

イ 添付書類（以下のa、b両方を添付）

a 保護者及び志願者を含む住民票の写し（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの）

b 所属学区変更許可願書に記入された事由を証明することができる書類

例：転勤命令書、建築確認通知書 等

ウ 返信用封筒

佐賀県教育委員会の審査結果の送付用として、414円分の切手を貼付し、表面に郵便番号、住所、志願者氏名及び簡易書留と記入した長形3号の封筒

(4) 申請書類の提出

ア 提出先 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県教育庁学校教育課（0952-25-7395）

イ 提出方法 持参、郵送のどちらでもかまいません。

ウ 提出期間 令和2年10月12日（月）～11月2日（月）（期間内必着）

(5) 審査結果の通知

「所属学区変更許可願書」の審査の結果は、佐賀県教育委員会から通知します。

なお、「所属学区変更許可願書」に記載される事由が事実と反するときは、合格を取り消すことがあります。

5 県外から出願する場合の取扱い

(1) 対象者

第1 募集「1 応募資格(2)ア、イ」に該当する県外から出願見込みの志願者

(2) 申請及び出願手続

県外から出願しようとする場合は、あらかじめ、次の(3)に示す書類を、佐賀県教育委員会宛てに提出し、入学志願許可を受けなければなりません。その後、「県外からの入学志願許可書」の交付を受け、**第3 出願**「3 出願手続」に示す出願書類等と併せて志願先の県立中学校へ郵送してください。

- (3) 提出する書類等（県外からの入学志願許可願書など）
- ア 県外からの入学志願許可願書（佐賀県教育庁学校教育課に備えています。）
- イ 添付書類（以下の a、b のうち該当するものを添付）
- a **第 1 募集** 「1 応募資格(2)ア」に該当する場合
- ・保護者が令和 3 年度当初には、県内に住所を有することを証明できるもの
例：転勤命令書、建築確認通知書 等
- b **第 1 募集** 「1 応募資格(2)イ」に該当する場合
- ・保護者が県内に住所を有していることを証明できるもの
例：保護者の住民票の写し（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの） 等
- ウ 返信用封筒
- 佐賀県教育委員会の審査結果の送付用として、414 円分の切手を貼付し、表面に郵便番号、住所、志願者氏名及び簡易書留と記入した長形 3 号の封筒

(4) 申請書類の提出

- ア 提出先 〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県教育庁学校教育課（ 0952-25-7395 ）
- イ 提出方法 持参、郵送のどちらでもかまいません。
- ウ 提出期間 令和 2 年 1 0 月 1 2 日（月）～ 1 1 月 2 日（月）（期間内必着）

(5) 審査結果の通知

- 「県外からの入学志願許可願書」の審査の結果は、佐賀県教育委員会から通知します。
- なお、「県外からの入学志願許可願書」に記載される事由が事実と反するとき、合格を取り消すことがあります。
- また、合格後、転居後の保護者及び志願者を含む住民票の写し（本籍、続柄及びマイナンバーを省略したもの）を、入学式までに志願先の県立中学校事務室に提出してください。

6 その他

(1) 外国の学校に在籍する志願者の調査書の取扱い

成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類を「3 出願手続 (1) 願書等の出願」に示す調査書に代えることができます。

これは、外国において、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までに、学校教育（日本人学校を除く。）における 6 年間の課程を修了した者又は修了見込みの者が志願する場合に限りです。

(2) 受検上配慮が必要な場合の取扱い

身体障害、病気等により、配慮が必要な場合は、保護者又は志願者本人が、在籍する学校長にそのことを連絡してください。

(3) 個人情報の保護について

出願書類等で取得した個人情報は、佐賀県個人情報保護条例により、選抜業務の目的以外には使用しません。

第4 選 抜

1 入学者選抜

各県立中学校は、適性検査、面接の結果及び調査書を総合的に審査し、入学者選抜を行います。また、面接は調査書と併せて評価します。

ただし、適性検査、及び面接のうちどれか一つでも受けていない志願者は、審査の対象外とします。

なお、適性検査における遅刻者の入場は、適性検査開始後15分までとします。

出願から入学予定者になるまでの一連の流れは、17ページをご覧ください。

(1) 実施期日及び受検会場

ア 期 日：令和3年1月16日(土)9:00集合

イ 受検会場：受検会場は、志願先の各県立中学校等とします。

香楠中学校志願者	香楠中学校・鳥栖高等学校
致遠館中学校志願者	致遠館中学校・致遠館高等学校
唐津東中学校志願者	唐津東中学校・唐津東高等学校
武雄青陵中学校志願者	武雄青陵中学校

(2) 日程

集 合	9:00
点呼・注意	9:00 ~ 9:20(20分)
適性検査	9:40 ~ 10:25(45分)
適性検査	10:55 ~ 11:40(45分)
昼休み及び面接	各県立中学校の計画による時間で実施 昼休みは1時間程度確保します。

受検会場内において、学校の指導に従わない場合は、適性検査、面接を受けさせないことがあります。

(3) 適性検査

適性検査は、次のような観点で実施します。

適性検査	生活の中で起こるいろいろなできごとについて、自分ならどうするかを考え、それを人に分かりやすく伝える能力を総合的にみる。
適性検査	身の回りのいろいろなことに対して、興味や関心をもち、自分自身で問題を発見し、すじ道を立てて考え解決しようとする態度や能力などを総合的にみる。

音声放送を用いた検査は、行いません。

(4) 面接

面接は集団面接とし、各県立中学校の計画により受検者全員を対象として行います。

(5) 調査書

調査書は、小学校等における指導の過程や結果の要約を記録した小学校児童指導要録に基づき、「出欠の記録」「特別活動の記録」「受検上配慮すべき事項」「各教科の学習の記録」「行動の記録」「総合所見及び指導上参考となる諸事項」「外国語活動の記録」「総合的な学習の時間の記録」について学校長が作成します。

県立中学校は、各学校の特色に応じ、次の要領で調査書を点数化します。

ア 「各教科の学習の記録」における「観点別学習状況」と「評定」については、学習内容の定着状況の評価

イ 「特別活動の記録」や「行動の記録」などについては、集団活動への取組状況や主体的な学習態度、普段の生活態度、スポーツや文化・芸術などに関する活動実績などを評価

(6) 各検査等の配点

各学校の適性検査（ 〃 ）及び調査書の配点は、以下のとおりです。

なお、各学校の調査書の評価要領は、別途、公表します。

校名	適性検査	適性検査	調査書	備考（面接について）
香楠中学校	50点	50点	50点	1グループ5人程度の集団面接 評価は3段階
致遠館中学校	40点	60点	70点	1グループ5人程度の集団面接 評価は4段階
唐津東中学校	60点	60点	60点	1グループ5人程度の集団面接 評価は3段階
武雄青陵中学校	60点	60点	60点	1グループ5人程度の集団面接 評価は3段階

調査書の配点には、面接の評価も含まれます。

(7) 当日持参するもの

各県立中学校からの受検票送付に併せて通知します。

(8) 留意事項

ア 身体の障害、病気等により、配慮が必要な場合には、あらかじめ、保護者又は志願者本人は、そのことを志願者の在籍する学校長に申し出てください。

イ 受検票を忘れたり、なくしたりした場合は、志願先の県立中学校長に保護者又は志願者本人が申し出てください。

ウ 受検会場へは、できるだけ公共交通機関を利用して来てください。保護者等の控室及び駐車場は用意していません。

エ 体調不良による受検の中止について

以下の場合には、学校長が、学校教育課との協議の上、受検中止の判断を行います。

本人が意識を失っている。又は、その恐れがある。

本人の意思により、保健室等に移動し、臥床するなど、受検ができない状態が25分以上継続している。又は、断続的ではあるが、合計25分以上となっている。

本人又は保護者が、受検の中止を申し出る。

2 入学者選抜結果の発表

入学者選抜の結果、合格となった人（以下「合格者」という。）の受検番号を、令和3年1月27日（水）16：00に志願先の県立中学校内に掲示します。

また、入学者選抜の結果は受検者全員に郵送するとともに、合格者の受検番号の掲示後、各県立中学校のホームページでも合格者の受検番号を掲載します。（令和3年2月1日（月）17：00まで）

なお、電話等による問い合わせには一切応じません。

第5 入学手続

1 合格者の手続

合格者となった場合は、次の(1)～(3)の手続をとってください。

また、やむを得ず入学を辞退する場合は、(4)の手続をとってください。

なお、以下に示す「入学意思確認書」及び「入学辞退届書」は、合格者のみ、入学者選抜結果通知と併せて郵送します。

(1) 入学意思確認書の提出

合格者の保護者は、令和3年1月27日（水）、1月28日（木）、1月29日（金）、2月1日（月）（受付時間：1月27日（水）は、16：00から17：00まで、その他の日は9：00から17：00まで）に、次のア、イの書類等を志願先の県立中学校長に提出してください。直接持参する場合は、志願先の県立中学校事務室に提出し、郵送の場合は期間内（2月1日（月）まで）必着とします。なお、入学者選抜結果の発表当日にア、イの書類等を提出する方は、志願先の県立中学校事務室に入学意思確認書を準備しています。

また、期間内に入学意思確認書を提出されない場合は、「入学辞退」とします。

なお、その場合も入学辞退届書を提出してください。（下記、(4)を御参照ください。）

ア 入学意思確認書

イ 返信用封筒・・・入学予定者証明書送付用として、長形3号の封筒を用意し、志願者氏名、住所、郵便番号を表書きしておいてください。切手は不要です。

(2) 入学予定者証明書の交付

各県立中学校長は、合格者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合は、提出期間終了後速やかに入学予定者証明書を合格者に郵送にて交付します。（以下、入学予定者証明書の交付を受けた者を「入学予定者」という。）

(3) 市町教育委員会への届出

入学予定者の保護者は、交付された入学予定者証明書を住所を有している市町の教育委員会に、令和3年2月12日（金）までに必ず提出してください。

この届出をしなかった場合は、県立中学校への入学を認めないことがあります。

ただし、当該市町教育委員会から別途指示があれば、それに従ってください。

また、県外からの入学予定者については、佐賀県教育庁学校教育課に問い合わせてください。

(4) 入学辞退届書について

合格者がやむを得ず入学を辞退する場合は、その保護者は速やかに入学辞退届書を志願先の県立中学校長に提出してください。また、入学予定者が、保護者の転勤等、諸事情で入学を辞退する場合も、その保護者は速やかに入学辞退届書を志願先の県立中学校長に提出してください。（入学辞退届書を提出した者は「入学予定者」としない。）

2 欠員の補充

不合格となった受検者のうち、男女別に総合順位の上位の人から順に追加合格の候補者（以下「補欠」という。）とします。

また、補欠となった人のうち、あらかじめ各学校の過去の実績に従い、一定数の人には、『追加合格候補者の通知』を入学者選抜結果通知用封筒に同封してお知らせします。

なお、次の期間内に、入学辞退等で欠員が出た場合は、補欠順位の上位の人から順に入学の意思を確認し、希望された場合は入学予定者とします。

ただし、補欠となった人を入学予定者とすることができる期間は、令和3年2月2日（火）から2月9日（火）の間です。

このことについての電話等による問い合わせには一切応じません。

第6 受検者への情報提供

各県立中学校は、受検者に対し、適性検査、の得点状況についての情報を提供します。

1 情報提供の内容

令和3年度佐賀県立中学校入学者選抜適性検査、における受検者本人の得点状況

2 情報の提供を受けられる者

受検者本人

3 提供期間及び時間

令和3年1月27日（水）～2月12日（金）の9：00から17：00まで

（入学予定者説明会開催日も12時30分までは提供します。ただし、1月27日（水）は合格発表後とし、2月3日（水）、2月4日（木）、土曜日及び日曜日、祝日は除きます。）

4 提供場所

受検した県立中学校

5 提供時に必要なもの

受検票、健康保険証等、本人であることが確認できる書類

6 提供の方法

5により持参したものと写真票の双方で本人であることを確認した後、直ちに資料を提供します。

なお、電話、郵送、電子メール等による提供請求は受け付けません。

第7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は佐賀県教育委員会が別に定めます。また、この要項によりがたい緊急の事態が発生した場合においても、必要な事項は佐賀県教育委員会が別に定めます。

問 い 合 わ せ 先

佐賀県教育庁学校教育課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 0952-25-7395
佐賀県立香楠中学校	〒841-0038 鳥栖市古野町600番地1 0942-83-2211
佐賀県立致遠館中学校	〒849-0919 佐賀市兵庫北四丁目1番1号 0952-33-0401
佐賀県立唐津東中学校	〒847-0028 唐津市鏡新開1番地 0955-77-1984
佐賀県立武雄青陵中学校	〒843-0021 武雄市武雄町大字永島13233番地2 0954-22-3177

なお、「令和3年度佐賀県立中学校入学者募集要項」(入学願書も含む)は、下記の各教育事務所及び支所でも配布しています。

- ・東 部 教 育 事 務 所 (佐 賀 市 八 丁 畷 町 8 番 1 号 0 9 5 2 - 3 0 - 7 2 1 8)
- ・西 部 教 育 事 務 所 (武 雄 市 武 雄 町 昭 和 2 6 5 番 地 0 9 5 4 - 2 3 - 3 1 2 6)
- ・西 部 教 育 事 務 所 北 部 支 所 (唐 津 市 二 夕 子 3 - 1 - 5 0 9 5 5 - 7 3 - 1 3 3 1)

出願書類等記入要領

書類の記入にあたっては、下記のことを守って正確に行ってください。

- ・ 楷書でペン書きをしてください。(黒又は青色、ボールペンでもかまいません。)
- ・ まちがえた場合は、その部分を二重線で消して訂正してください。
(修正インクや修正テープ、消せるボールペンなどは使用してはいけません。)

入学願書(本冊子の裏表紙が入学願書となっています。切り離してご利用ください。)

- ・ 記載年月日は忘れず記入してください。
- ・ 県立中学校名はまちがいのないよう正確に記入してください。
- ・ 志願者の生年月日、住所は住民票にあるとおりに記入してください。
- ・ 保護者の連絡先は、緊急に連絡することもあるので、確実に連絡が取れるものを記入してください。複数の電話番号を記入する場合は、連絡が取れやすい順に記入してください。携帯電話の番号でもかまいません。

写真票

- ・ 志願者の写真は決められた大きさ(縦4cm×横3cm)のものを貼ってください。はがれた時に備えて、写真の裏面に在籍学校名及び志願者氏名を記入してください。
- ・ 写真はカラー、白黒のいずれでもかまいません。

受検票

- ・ 志願者の写真は写真票で使用したものと同一ものを貼ってください。はがれた時に備えて写真の裏面に、在籍学校名及び志願者氏名を記入してください。

調査書

- ・ 調査書は、担任を通じて学校長に作成を依頼してください。提出時は、厳封のまま提出してください。(開封無効)
出願を取りやめた場合、調査書は開封せず、学校長に返却してください。

受検票送付用封筒

- ・ 表面に志願者の郵便番号、住所、志願者氏名を記入し、切手(414円分)を貼ってください。
- ・ 氏名の下欄は、各県立中学校が使用するので、空欄のままにしておいてください。

入学者選抜結果通知用封筒

- ・ 表面に志願者の郵便番号、住所、志願者氏名を記入し、切手(446円分)を貼ってください。
- ・ 氏名の下欄は、各県立中学校が使用するので、空欄のままにしておいてください。

入学者選抜手数料(定額小為替)

- ・ 郵便局の貯金窓口等で2,100円の定額小為替を申し込んでください。
また、定額小為替の指定受取人住所、氏名及び裏面は何も記入しないで提出してください。

出願書類提出用封筒

- ・ 表面に志願先の県立中学校名、郵便番号、住所を記入し、裏面は枠内に志願者氏名、ふりがな、住所、郵便番号を記入し、出願に必要な書類、返信用封筒、入学者選抜手数料の定額小為替を入れ、郵便局の窓口で簡易書留とし、郵送してください。
- ・ 裏面のチェック欄には、封筒に入れたものに印をつけ、入れてない欄は斜線を引いてください。

出願書類等記入例

は県立中学校長が記入する

記載年月日を記入

入 学 願 書

中学校名を正確に記入

香楠・致遠館
唐津東・武雄青陵

令和2年12月1日

佐賀県立 佐賀 中学

志願者本人が記載

ふりがな	あり あけ は な こ
志願者氏名	有 明 は な 子
ふりがな	あり あけ う み お
保護者氏名	有 明 海 夫 印

私は、佐賀県立 佐賀 中

保護者連名をもって出願します。

住民票どおり正確に記入

志願者	生年月日	平成20年 9月24日 生	性別	女
	住所	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 8 4 0 - 8 5 7 0 </div> <p style="text-align: center;">佐賀市城内一丁目1番59号</p>		
保護者	在籍学校名	佐賀市立 佐賀		
	住所	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p style="text-align: center;">志願者に同じ</p>		
	連絡先 ()	(0952) 2 (090) 12		

在籍学校名を正確に記入
〇〇市(町)立 □□小学校

※ただし、義務教育学校及び小中一貫校については、以下のとおりに記入してください。

〈義務教育学校〉

- ・多久市立東原庁舎東部校
- ・多久市立東原庁舎中央校
- ・多久市立東原庁舎西溪校
- ・大町町立小中一貫校大町ひじり学園
- ・伊万里市立南波多郷学園
- ・玄海みらい学園

〈小中一貫校〉

- ・佐賀市立芙蓉小学校
- ・佐賀市立富士小学校
- ・佐賀市立松梅小学校
- ・佐賀市立三瀬小学校
- ・佐賀市立北山小学校
- ・佐賀市立思斉小学校
- ・小城市立芦刈小学校
- ・伊万里市立滝野小学校

(注意)

- 1 、、は、志願者本人が記入してください
- 2 楷書でペン書きしてください。(黒又は青色、)
- 3 連絡先()は、緊急に連絡する必要がある
取れる番号を記入してください。複数の電話番号
い順に記入してください。(携帯電話番号でもか)
- 4 本書は、県立中学校入学者選抜に係ること

<p>※は県立中学校長が記入する</p> <p>令和3年度佐賀県立中学校入学者選抜</p> <p>写 真 票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 受検番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>志願者写真 (4 cm × 3 cm)</p> <p>写真の裏面に在籍学校名、氏名を記入しておくこと</p> </div> <p>※ 本票は、県立中学校の入学者選抜に係ること以外には使用しません。</p>	<p>※は県立中学校長が記入する</p> <p>令和3年度佐賀県立中学校入学者選抜</p> <p>受 検 票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 受検番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>志願者写真 (4 cm × 3 cm)</p> <p>写真の裏面に在籍学校名、氏名を記入しておくこと</p> </div> <p>※ 本票は、適性検査当日に必ず持参すること。</p> <p>※ 本票は、県立中学校の入学者選抜に係ること以外には使用しません。</p>
--	--

**志願者本人の写真を貼る
(同じもの)
写真の裏面に、在籍学校名
及び志願者氏名を記入**

(出願書類提出用封筒) 表面

志願する県立中学校所在地の郵便番号を記入する

切手貼付

出願期間 令和2年12月1日(火)～12月3日(木) (消印有効)

簡易書留

志願する県立中学校校名を正確に記入する
香楠・致遠館・唐津東・武雄青陵

佐賀県立
中学校長行

志願する県立中学校所在地の住所を記入する

志願する県立中学校所在地の郵便番号を記入する

※1には志願する県立中学校の郵便番号を、※2には住所を、※3には学校名をそれぞれ記入する。

(出願書類提出用封筒) 裏面

志願者本人の氏名、郵便番号、住所を記入する

ふりがな	ありあけ はなこ
志願者氏名	有明 はな子
住所	840 - 8570 佐賀市城内一丁目1番59号

次の書類等を確認してから送付してください。	チェック欄
1 入学願書	
2 写真票	
3 受検票	
4 調査書 (在籍する学校長が作成したもの)	
5 返信用封筒 (受検票送付用・・414円切手貼付)	
6 # (入学者選抜結果通知用・・446円切手貼付)	
7 入学者選抜手数料 (定額小為替2,100円)	
☆ 所属学区変更許可願書 (許可書)	
★ 県外からの入学志願許可願書 (許可書)	

☆は、第3 出願 の「4 所属学区変更を希望する場合の取扱い」に該当する者のみ提出

★は、第3 出願 の「5 県外から出願する場合の取扱い」に該当する者のみ提出

(受検票送付用封筒)

(入学者選抜結果通知用封筒)

8 4 0 - 8 5 7 0

414円
切手貼付

簡易書留

令和3年度佐賀県立中学校
入学者選抜 受検票在中

有明 は な 子
様

佐賀市城内一丁目一番五九号

※1は県立中学校長が記入する。
※1

※2

※2は県立中学校長が学校名及び所在地を記入する。

8 4 0 - 8 5 7 0

446円
切手貼付

簡易書留

令和3年度佐賀県立中学校
入学者選抜 結果通知

有明 は な 子
様

佐賀市城内一丁目一番五九号

配達
指定日 1月27日
(水曜日)

※1は県立中学校長が記入する。
※1

※2

※2は県立中学校長が学校名及び所在地を記入する。

志願者本人の氏名、郵便番号、住所を記入する

令和3年度佐賀県立中学校入学者選抜概要図

*** 出願期間【令和2年12月1日(火)～12月3日(木)】**
(消印有効)】

入学願書、写真票、受検票、調査書、返信用封筒(2通)、入学者選抜手数料の定額小為替を出願書類提出用封筒に入れて、志願する県立中学校に郵送してください。

入 学 者 選 抜

*** 実施期日【令和3年1月16日(土)】**

適性検査
面接

総合的に審査します。
(調査書の配点には、面接の評価も含まれます。)

入 学 者 選 抜 結 果 の 発 表

*** 発表期日【令和3年1月27日(水)】**

- (1) 入学者選抜の結果は受検者全員に郵送します。
- (2) 合格者の受検番号は志願先の県立中学校内に掲示します。また、合格者の受検番号の掲示後、各県立中学校のホームページでも合格者の受検番号を掲載します。

合 格 者 の 手 続 き

*** 入学に必要な手続**

- (1) 「入学意思確認書」を志願先の県立中学校長へ提出してください。
手続期間【令和3年1月27日(水) 1月28日(木) 1月29日(金) 2月1日(月)】
期間内に入学意思確認書を提出されない場合は、「入学辞退」とします。
なお、その場合も入学辞退届書を提出していただきます。
- (2) 保護者は、志願先の県立中学校長の交付する「入学予定者証明書」を受け取り後速やかに市町教育委員会へ提出してください。【令和3年2月12日(金)まで】
ただし、当該市町教育委員会から別途指示があれば、それに従ってください。

欠 員 の 補 充

*** 欠員補充の期間【令和3年2月2日(火)～2月9日(火)】**

- (1) 補欠の順位を、入学者選抜の結果発表後、紙面でお知らせします。
- (2) 欠員が出た場合、補欠の順位に従い入学の意思を確認し、入学予定者としてします。

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則

(平成18年7月26日佐賀県教育委員会規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立中学校(以下「中学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 中学校の学区は、別表のとおりとする。

(入学の志願等)

第3条 中学校に入学(転入学を含む。次条第3項において同じ。)しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める者をいう。以下同じ)の住所の存する市町の属する学区(以下「所属学区」という。)内の中学校にそれぞれ志願し、又は在学しなければならない。

(入学の志願の特例)

第3条の2 中学校に入学しようとする者は、入学しようとする中学校の学校長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、所属学区外の中学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該中学校の募集定員の数の100分の20を超えないものとする。

2 前項後段の規定は、中学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島の区域に存するものが、東部学区内の中学校に志願するときは、適用しない。

3 中学校に入学しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前条の規定にかかわらず、中学校に志願し、又は在学することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。

(所属学区の変更)

第4条 中学校に入学しようとする者又は在学する者は、やむを得ない事情のあるときは、所属学区を変更することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。

(勧告)

第5条 中学校の校長は、この規則に抵触する生徒があつた場合には、本人及びその保護者に対し、速やかに適宜の措置をとるよう勧告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1、2(略)

附 則(平成27年教育委員会規則 第6号)

平成27年5月28日公布

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立中学校の通学区域に関する規則第3条、第3条の2第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成28年4月1日以後に佐賀県立中学校に入学しようとする者から適用する。

別表(第2条関係)

学区	区 域	学区内の中学校
東部学区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀県立致遠館中学校 佐賀県立香楠中学校
西部学区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町	佐賀県立唐津東中学校 佐賀県立武雄青陵中学校

は県立中学校長が記入する

--

入 学 願 書

令和 年 月 日

佐賀県立

 中学校長 様

ふりがな	
志願者氏名	
ふりがな	
保護者氏名	(印)

私は、佐賀県立

 中学校に入学したいので、
保護者連名をもって出願します。

志 願 者	生 年 月 日	平成 年 月 日 生	性別		
	住 所	□□□ - □□□□			
	在籍学校名				
保 護 者	住 所	□□□ - □□□□			
	連絡先 ()	() -			

(注意)

- 1 、、 は、志願者本人が記入してください。
- 2 楷書でペン書きしてください。(黒又は青色、ボールペンでもかまいません。)
- 3 連絡先()は、緊急に連絡する必要があるときも利用しますので、確実に連絡が取れる番号を記入してください。複数の電話番号を記入する場合は、連絡が取れやすい順に記入してください。(携帯電話番号でもかまいません。)
- 4 本書は、県立中学校入学者選抜に係ること以外には使用しません。